栃 市 農 振 第 4 4 9 号 令 和 7 年 2 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長 大川 秀子

	栃木市
	(09203)
静和	地区(岩舟町静和、静戸、曲ヶ島、五十畑、和泉、鷲巣)
(古橋北、古橋南、静和駅前、赤羽根、林	中原、岸内、三ツ谷、鯉ケ島、芝宮、水掛、赤塚、曲新田、向、本郷、五斗内、上サ、新区、鷲巣、和泉第三、和泉第二、和泉第一、鶴巻、中の島、五十畑)
+	令和7年1月24日
まとめた平月日	(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が8割弱と高齢化が進み、後継者となる担い手も不足している。また、土地改良事業の受益地が区域内の農用地等面積の4割弱を占める。しかし、市街化区域に近接し土地改良事業が実施されていない地域、施設野菜(いちご・トマト)の担い手が主で土地利用型の担い手の少ない地域が存在している。・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。

- ・水利、圃場の区画など耕作条件に不満を抱えている農家が多い。
- ・耕作地が分散しているため、効率が上がらない。
- ・獣害に悩まされている農家がいる。
- ・人手不足を訴えている農家が多い。耕作をお願いされても受けることができない。
- 担い手となる営農集団や農業法人が必要と考えている農家がいる。

【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】

農業者:115人(うち60歳未満25人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)4経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の担い手に農地を集積するとともに、地域の話し合いにより農地を交換して集約化を図る。

- ・ほ場の区画拡大やスマート化等による作業の省力化、効率化を図る。
- ・農業法人と個人経営体が共存し、農地の貸し借りが円滑に行える地域。
- ・農産物の売買で生計を立て、サラリーマンのような収入と休暇を得られる農業経営を検討する。
- 集落営農組織や農業法人に農地を集約する。
- 農業機械の共同利用やレンタル事業を検討する。
- 付加価値の高い農産物の販売を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	612 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	612 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	・ ②地域座談会等の情報共有や情報交換できる場を定期的に開催し、耕作者中心の話合いによって農地を集約
	<u>する。</u>
	・ <u>〇共同作業、共同防除に取り組む。</u>
	・ <u>〇揚水ポンプ単位で農用地の集約を考える。</u>
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	・地域内で農地バンクと仕組みに対する理解度を上げ、活用率を向上させていく。
	・小作料の標準化を農業委員会に働きかけ、権利設定時の負担を軽減していきたい。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	· <u>☆新規事業や再整備により、農地の大区画化や水利・農道の整備を進める。</u>
	・☆土地改良区等と協力し、換地処分による団地化を形成する。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・地域で農業体験学習の実施や農業関連事業を検討し、若手が参加しやすい環境を整える。
	・地域で展案体験子首の美施や展案関連事業を検討し、右手が参加しやすい環境を登える。 ・異業種との連携を念頭に、若手が持つ知識、技術、経験と農業とのコラボレーションを考えていく。
	・就農環境を各方面(栃木県農業大学等)にPRL、地域で新規就農者を受け入れる。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	・地域で作業受託組織を育成する。 ・燃料高騰対策を検討する。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	①獣害が増え始めているため、今後の課題として検討していきたい。
	③スマート農業を推進し、作業の省力化を進める。
	⑦多面的支払交付金などの拡充を要望し、地域全体で農地の保全管理を行う。
	⑩新規作物導入への勉強会開催を働きかけていく。

栃 市 農 振 第 4 4 9 号 令 和 7 年 2 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長 大川 秀子

	栃木市
	(09203)
	岩舟地区(岩舟町静、下津原、畳岡)
(山の腰、馬宿東、馬宿西、宿下東	夏、宿下西、宿上夏、宿上西、夏坪、八郎土、茂呂新田、例門、杜口、羽独新田、茂呂本郷夏、茂呂本郷原、羽独本郷、下津原新田下、下津原新田上、汝花、夏、子池原、中央、下津原宿、下津原生、愛問宿坪、本明、宮朝)
t	令和7年1月24日
まとめた年月日	(第2回)
	(山の間、馬富富、高官 まとめた年月日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が約8割と高齢化が進み、後継者となる担い手も不足している。また、土地改良事業の受益地が区域内の農用地等面積の4割弱を占め、大規模かつ効率的な農業を比較的展開しやすい状況にあるが、土地改良設備の老朽化が進んでいる。加えて、市街化区域に近接し土地改良事業が実施されていない地域が存在している。

- ・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。また、中古農機具のあっせんを望む声も上がっている。
- 耕作地が分散しているため、効率が上がらない。また、地権者が多く集積集約化が進まない。
- ・草刈りや堀さらいなどの圃場管理のほか、農地に投棄されるゴミに悩んでいる農家もいる。
- ・水利に不満を抱えている農家が多い。
- ・規模拡大に伴う雇用の確保に課題を抱えている農家がいる。
- 獣害に悩まされている農家がいる。
- ・地域住民の農業への理解が不足している。
- ・農業の将来のビジョンが見えてこない。

【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】

農業者:124人(うち60歳未満24人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手やその他の規模拡大志向農業者に農地の集積・集約を進める。

- ・営農集団での共同作業や、☆大規模農家への集積集約を進める。
- ・農地の再配分や、農地と住宅の分離、作業の共同化による効率的で生産性の高い農業。
- 農産物販売価値が上昇し、儲けの出る魅力ある農業経営を検討する。
- ・◎イノシシ駆除や対策を充実する。
- ・休日の確保。
- ・地域住民に「農業は大切なもの」であり「無関係ではいられない」という意識を持ってもらう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区均	区域内の農用地等面積	
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	364 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向い	ナ <i>た</i> 鳥	農用地の効率的かつ総合	合的	な利用を図るた	めに	二必要な事項	
	(1)農用地の集積、集約化	<u> </u>	方針					
	・集落営農組織を設立し、	農地	の集約を図る(個人の紀	E営	では限界を感じて	てい	る)。	
	(2)農地中間管理機構の	舌用	<u></u> 方針					
	・地域内で農地バンクの認					·向_	Lさせていく。	
	受け手が見つかるまでの	管理	[を農地バンクにお願い	ノた	い。			
	(3)基盤整備事業への取	組方	針					
	・◎施設の老朽化への対象							
	- 賦課金の見直しを働きか				= = + .+ .	L 7		
	<u>・土地改良事業の実施や</u>	<u> </u>	の撤去により、圃場の整	# 151	<u>じや区画を拡大。</u>	<u>する</u>	0_	
	(4)多様な経営体の確保・	育瓦	えの取組方針					
	・親元就農への支援の検討							
	・農業指導の体制を整え、				0			
	-新しい産地づくりに取り組	む (<u>かぼちゃ、サツマイモ等</u>	<u>)</u>				
	(5)農業協同組合等の農	業支	援サービス事業者等への	の農	作業委託の活用	月方	· 針	
	・集落営農に取り組み、作						•	
	以下任意記載事項(地域(D実 [']		を選		を言		
	☑ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業	✓	④ 輸出	⑤果樹等
	□ 6燃料・資源作物等		⑦保全•管理等		8農業用施設		⑨耕畜連携	⑩その他
	【選択した上記の取組方針	-]						
	1のアライグマやハクビシ	_	の獣害対策を地域全体	でお	は力して進めてい	١٧,		
	①カメムシ等の病害虫防防					•	ı	
	④日本の米を世界にアピー	ール	し、輸出を推進していく。					

栃 市 農 振 第 4 4 9 号 令 和 7 年 2 月 6 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

栃木市長 大川 秀子

市町村名		栃木市
(市町村コード)		(09203)
地域名	小野	寺地区(岩舟町古江、新里、三谷、下岡、上岡、小野寺)
(地域内農業集落名)	(新里、古江、三谷、下	岡、上岡、田代、山中、羽田、石橋、小名路、西根南、西根北、西耕地、上耕地、中妻)
おぎの針田ナ取り	+	令和7年1月24日
協議の結果を取りる	まとめた平月日	(第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、60歳以上の農業者が9割弱と高齢化が非常に進んでおり、担い手や後継者、規模拡大意向の農家が少なく、地域外からの担い手を検討する必要がある。また、農林統計上の中山間地域に位置付けられ、区域内の農用地等面積の約5割が土地改良済である。地域の南部は土地改良事業が実施され大規模かつ効率的な農業を展開しやすい状況にあるが旧規格の小区画農地や施設の老朽化などのため現在の実情に合わせた再整備を望む声も多い。地域の北部は獣害などが厳しく遊休農地が増えている。

- ・イノシシ、シカ、サルなどの獣害対策に課題を抱えている農家が多い。
- ・農業機械の更新に課題を抱えている農家が多く、その背景には資材価格の高騰など経費の負担感と低収入がある(「経費に見合う収入がない」と感じている農家が多い)。農業機械導入のため、活用しやすい補助事業を要望する声もある。
- ・収益が上がらないため、規模拡大のための雇用ができない。
- ・草刈りを負担に感じている農家が多い。
- 耕作地が分散しているため、効率が上がらない。
- ・水利、圃場の区画面積など耕作条件に不満を抱えている農家が多い。

【地域の基礎的データ(2020農林業センサス)】

農業者:149人(うち50歳未満22人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・土地改良(新規、再整備)による圃場の大区画化、スマート化(ITを活用した自動制御)、圃場の集約化、大型機械の導入などによる効率化や労働負担の軽減。
- 農産物が高く売れ、やりがいや魅力のある農業経営。
- 優良農地の保全管理を地域で連携して行い、美しい景観を維持する。
- ・農業が適切に営まれることによって生じる利益や、自分の消費が地元の農業を支えていることについて、一人ひとりが理解を深め行動する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

•			
	区均	域内の農用地等面積	483 ha
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	483 ha
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作の継続が難しい農地や、畑地等は今後検討とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針 ・自治会単位で情報共有や情報交換できる場を定期的に開催し、地域の農家で協力し合いながら、話合いによって農地を交換して集約を進める。 ・ <u>〇畦畔を撤去し、区画拡大による集約化を進める。</u> ・農地バンクを活用する。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	・地域内で農地バンクの認知度と仕組みに対する理解度を上げ、活用率を向上させていく。
	・農家の利便性向上と手続きの簡素化を働きかけていく。
	・小作料の標準化を農業委員会に働きかけ、権利設定しやすい環境を整える。
	 (3)基盤整備事業への取組方針
	・中山間地域の〇土地改良事業を進めていく。
	・費用負担の少ない整備方法を検討する。
	・ 〇農地の大区画化や水利の再整備を進め、担い手が耕作しやすい農地を整備する。
	・土地改良事業の手続きの簡素化を働きかけていく。
	<u>・老朽化した設備の補修や更新を進める。</u>
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	・地域外からの担い手の受入を検討し、情報発信を行っていく。
	・離農した農業者に新規就農者などへのアドバイザーとなってもらう。
	<u>・新人教育を地域ぐるみで行い、担い手を育成する。</u>
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	・栽培ノウハウを地域内で共有、法人化や営農集団を作り、共同作業や機械を共同利用する仕組みを検討する。
	<u>・☆機械や資材などの経費負担を軽減する方法を検討する。</u>
	・地域で協力し、草刈りや防除などの活動を行う。 ・IT法人と連携し、スマート農業やドローンを活用する。
	・11法人と建携し、人々一下辰未や下山一ノを冶用する。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	☑ ① 鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 ☑ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	① <u>☆里山の管理と合わせて、イノシシやシカ侵入防止策の設置と維持管理を行う。</u> 獣害対策の支援拡大を要望し

- ①教主田の管理とログと C、インノン Cノカ R 人間 正永 の R 屋 こ R に 日 で に で に いく。
 ③ 圃場の大区画化に併せてスマート農業を導入する。
 ④ 農産物の輸出を推進し、需要拡大を図る。
 ⑦ 多面的機能支払交付金等を活用し、 <u>〇地域で草刈りや土砂さらいなどの活動を行う</u>。
 ⑧ ライスセンター利用料の低コスト化を働きかける。
 ⑧ 味噌づくりなどの地元農産物の加工。
 ⑩ 小野寺米のブランド化を推進し、他産地との差別化を図る。